

「(仮称)新さらきとまない風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、電源開発株式会社が、北海道稚内市において、現在自社で供用中の「さらきとまないウインドファーム」(総出力14,850kW、定格出力1,650kWの風力発電設備9基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力最大4,300kWの風力発電設備5基程度に建て替える事業である。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

本事業者は、事業実施想定区域を設定するに当たり、牧草地を工事施工ヤードとして活用することや、周辺に存在する保安林及び植生自然度が高いとされた植生等を同区域から除外すること等により、本事業に伴う土地改変による自然環境への影響等を小さくする努力を講じている。

一方、事業実施想定区域の周辺は、ハクチョウ類及びガン・カモ類の渡り経路及び中継地となる湖沼等が存在し、春季・秋季の渡りの時期には、これら渡り鳥の渡りや中継地周辺での採餌行動が確認されているほか、オジロワシ等の希少猛禽類の生息地となっている。本事業者によれば、既設風力発電設備の稼働によるハクチョウ類及び希少猛禽類等のバードストライクは確認されていないが、本事業で設置を予定している風力発電設備については、基数は減少するものの、1基当たりのハブ高さやブレードの長さ等が増加する計画であることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 風力発電設備の配置の設定

本事業は、風力発電設備の配置については、既設の風力発電設備の設置場所から変更することなく、本計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)記載の4つの複数案を中心に選定する予定である。

したがって、今後、当該複数案を中心に、風力発電設備の配置を決定する際には、配慮書において整理した計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度等を適切に反映すること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続終了若しくは手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。よって、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、適切な予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在している。本事業者によれば、これまでのところ、既設風力発電設備の稼働騒音等による地域住民等の生活環境への重大な影響や苦情等の発生は確認されていないが、本事業で設置を予定している風力発電設備については、既設風力発電設備に比べ、基数は減少するものの、単基出力等が増加する計画であることから、供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の稼働中の騒音等を測定するとともに、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、単基出力が増加すること等による騒音等に係る生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在している。本事業者によれば、これまでのところ、既設風力発電設備の風車の影による地域住民等の生活環境への重大な影響や苦情等の発生は確認されていないが、本事業で設置を予定している風力発電設備については、既設風力発電設備に比べ、基数は減少するものの、1基当たりのハブ高さやブレードの長さ等が増加する計画であることから、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の風車の影について調査を実施するとともに、ハブ高さやブレードの長さ等が増加することによる生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、北海道指定鳥獣保護区及び重要野鳥生息地(IBA)に指定された声問大沼並びにラムサール条約湿地であるサロベツ原野等、渡り鳥の集団渡来地となる湖沼等が存在しており、春季・秋季の渡りの時期にはハクチョウ類及びガン・カモ類の渡り及び中継地周辺での採餌行動が確認されているほか、同区域及びその周辺はオジロワシ等の希少猛禽類の生息地となっている。本事業者によれば、既設風力発電設備の稼働によるハクチョウ類及び希少猛禽類等のバードストライクは確認されていないが、本事業で設置を予定している風力発電設備については、既設風力発電設備に比べ、基数は減少するものの、1基当たりのハブ高さやブレードの長さ等が増加する計画であることから、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息等及び渡りへの影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえ、既設風力発電設備の稼働中のこれら鳥類のバードストライクや渡りへの影響等の確認を含む適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。